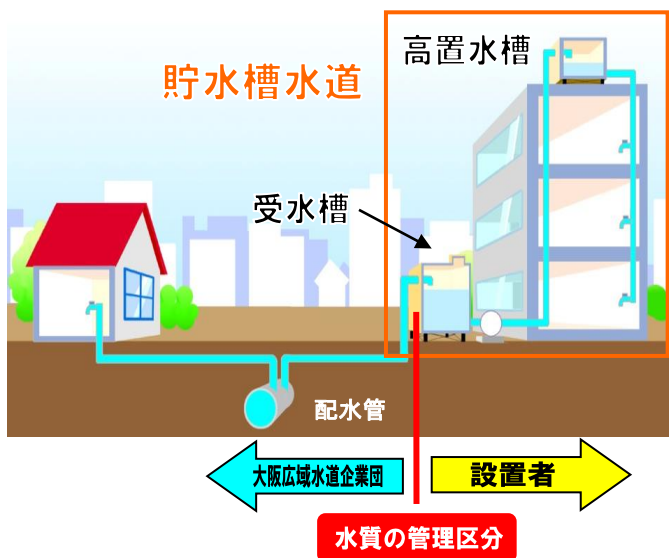


簡易専用水道の衛生管理

簡易専用水道とは



ビル・マンションなどの建物で、大阪広域水道企業団から供給される水をいったん受水槽に受けたのち、利用者に給水する施設の総称を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるものを「簡易専用水道」といいます。

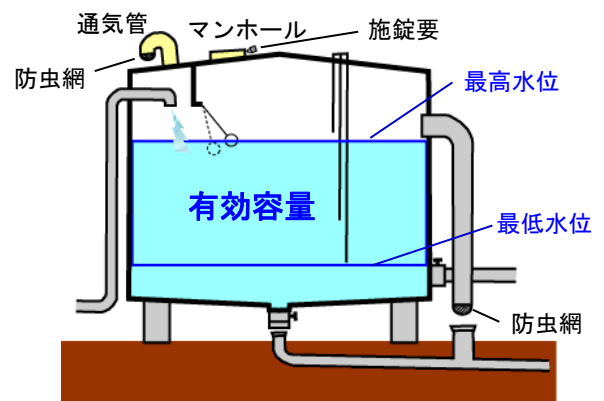
受水槽以降は、設置者が責任を持って管理してください！



簡易専用水道の管理は、設置者（建物所有者・管理を委託されている方など）が自らの責任で行わなければなりません。

- ※ 有効容量とは、受水槽のボールタップ・電極などにより設定された適正に利用できる容量であり、総容量とは異なります。
- ※ 消火用・工業用などに利用されるものであって、まったく飲用されない受水槽は、有効容量が 10m^3 を超えていても簡易専用水道には該当しません。
- ※ 有効容量が 100m^3 を超える場合、受水槽や導管の設置状況によっては、簡易専用水道ではなく専用水道としての維持管理が必要となります。

＜受水槽の構造＞



必要な衛生管理

1 法定検査の受検



国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関（「簡易専用水道検査機関」）に依頼して、毎年1回以上定期的に検査（有料）を受けなければなりません。

[水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条]

検査を怠った設置者には、罰則（100万円以下の罰金）が適用されることがあります。

[水道法第54条第1項第8号]

法定検査の主な内容

- ・ 水槽などの外観検査：水槽の点検やその周辺の清掃状態の検査
- ・ 書類検査：設備などの関係図面・水槽の清掃記録・その他管理記録の検査
- ・ 水質のチェック：給水栓における臭気・味・色・色度・濁度・残留塩素の検査

※ 簡易専用水道検査機関については、環境省のウェブページをご覧ください。

https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/02a.html



- ◆ **設置者は、検査結果を速やかに市に報告してください。**報告は、自ら行うか簡易専用水道検査機関に代行報告を依頼することも出来ます。
また、簡易専用水道検査機関から特に衛生上問題があるため市に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに報告してください。
- ◆ 検査の結果、改善を要する事項がある場合は、速やかに対策を講じてください。

2 水槽の清掃

受水槽・高置水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行ってください。

[水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条]

水槽の清掃にあたっては、専門的な知識や技能が必要なため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、大阪府知事に登録している建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼して実施するようにしましょう。

※ 建築物飲料水貯水槽清掃業者については、大阪府のウェブページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/tokuteikentiku/eiseikanrigyoumeibo.html>



3 水質検査



水が安全であることを確認するため、毎日蛇口の水を透明なガラスコップに入れ、水の色・濁り・臭い・味に異常がないかチェックしましょう。

また、十分に消毒ができているかを確認するため、残留塩素を測定しましょう。

異常があった場合は、専門の水質検査機関で水質検査を行ってください。

[水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条]

4

施設点検

有害物や汚水などによって水が汚染されていないか、水槽などを定期的に点検してください。

[水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条]

地震や大雨などがあった場合は、水槽が汚染されるおそれがあります。速やかに点検し、安全を確認してください。

地上式
受水槽

通気笠の固定は？

通気笠の脱落や防虫網が破損していると、雨水や昆虫などが受水槽・高置水槽の中に入ることがあります。

マンホールのふたの施錠は？

みだりにマンホールのふたを開けることができないように、必ず施錠してください。

マンホールの防水パッキンは？

パッキンが外れていると、隙間から雨水や昆虫などが受水槽・高置水槽の中に入ることがあります。

オーバーフロー管の防虫網は？

防虫網が破損していると、昆虫などが受水槽・高置水槽の中に入ることがあります。

地下式
受水槽

受水槽周辺は清潔ですか？

漏水などの異常をすぐに発見できるよう、受水槽・高置水槽の周囲は日頃より清潔にしてください。

受水槽・高置水槽の清掃は？

受水槽・高置水槽に貯まったさびなどの堆積物は、水を汚す原因になります。

受水槽の隣に汚水槽！

万一、受水槽と汚水槽が隣接していると、気づかいうちに壁のひび割れから汚水が染み出て、水を汚染することがあります。

受水槽の中に汚水管が！

汚水管が受水槽の中を貫通していると、汚水管の破損が原因で大きな事故を起こすことがあります。槽内の不用管は撤去してください。

受水槽・高置水槽の上部は清潔に！

受水槽・高置水槽の上部には、水を汚す恐れのある薬品等をおいてはいけません。

マンホール枠の立ち上げは？

受水槽上部のたまり水が受水槽内に入ることを防ぐため、マンホール枠は立ち上げが必要です。

汚染事故が起こったら・・・

水質に異常があると分かったときは、次のような措置をとることが義務付けられています。

[水道法施行規則第55条]

- ① 水質に異常を認めたときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行うこと。
- ② 給水された水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、直ちに給水を停止し、使用者などに周知すること。

簡易専用水道に関する届出等について

岸和田市では簡易専用水道の管理の適正を図るため、『岸和田市簡易専用水道管理運営指導要綱』により、簡易専用水道の設置者などが遵守すべき事項について次のとおり定めています。

★ 市に届出書を提出してください。

- ・ 簡易専用水道の給水を開始したとき……………簡易専用水道給水開始届
- ・ 簡易専用水道を休止又は廃止したとき……………簡易専用水道（休止・廃止）届
- ・ 簡易専用水道の設置者・施設などを変更したとき…簡易専用水道届出事項変更届

※ 各種届出書の様式例は、岸和田市ウェブサイトよりダウンロードできます。

※ 提出方法：メール、FAX、郵送、持参

★ 書類の整理保存をしてください。

適正な管理を行うために、施設の配置・給水系統などの図面、受水槽・高置水槽の清掃記録及び定期検査に関する帳簿書類は、日頃より整理保存をしておいてください。書類の保存期間は、設備の配置・給水系統などの図面は永年、その他の管理記録は3年です。

★ 水質異常や事故が発生した場合は、市に連絡してください。



- ◆ 給水の異常により水質検査を実施した場合
- ◆ 水質汚染事故の発生などにより給水停止を行った場合
- ◆ その他水質に関する事故が発生した場合

<市からの改善指導>

設置者などからの法定検査結果の報告などにより、衛生上問題があると認められた場合は、必要に応じて改善指示（水道法第36条第3項）、給水停止命令（水道法第37条）、報告の徴収及び立ち入り検査（水道法第39条第3項）を行います。

お問い合わせ先

岸和田市環境農林水産部
環境保全課

〒596-0825 大阪府岸和田市土生町2丁目4番30号

TEL：072-423-9462（直通）／ FAX：072-436-0418

メールアドレス：sen-suidou@city.kishiwada.osaka.jp

ウェブサイト：<http://www.city.kishiwada.lg.jp/soshiki/29/>

岸和田市 簡易専用水道

